東京医療保健大学　大学院学則

第１章　　総　　則

（理念・目的）

第１条　科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動を通じて学際的・国際的視点から医療保健学を伝授し臨床現場における卓越した実践能力及び研究・教育・管理能力を有する高度専門職業人の育成を目的とする。

（名称）

第２条　本大学院は東京医療保健大学大学院と称する。

２　本大学院には、医療保健学研究科、看護学研究科、和歌山看護学研究科及び千葉看護学研究科を置く。

（医療保健学研究科の理念・目的）

第２条の２　医療保健学研究科においては、「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」及び「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」に基づき、「学際的・国際的な視点から医療保健学を教授し、臨床現場における卓越した実践能力及び研究・教育・管理能力を持つ高度専門職業人の育成」を図るとともに、「教育・研究を通して医療保健学の発展に寄与する人材の育成」を図る。

（看護学研究科の理念・目的）

第２条の３　看護学研究科においては、「高度な判断力、実践力及び教育研究・管理能力を通して、医療・保健・福祉に対する時代・社会のニーズに的確・迅速に対応し、チーム医療を支えることができる高度実践看護職の育成」及び「研究・教育の探究を通して、看護学の発展に寄与することができる人材の育成」を図る。

（和歌山看護学研究科の理念・目的）

第２条の４　和歌山看護学研究科においては、「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」のもと、人間に対する深い洞察力や高い倫理観をもち、ヘルスケアシステムや看護提供システムを視野に入れた高度な知識・技術を基軸に卓越した実践・研究・教育・管理能力をもつ高度専門職業人を育成する。

（千葉看護学研究科の理念・目的）

第２条の５　千葉看護学研究科においては、「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」及び「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」のもと、地域包括ケアシステムにおいて看護の本質を掴む能力を有し、多種多様な医療福祉機関と人々を繋ぐことができ、地域社会における看護機能を推進する研究を実施し、成果を示す能力を有する高度専門職業人を育成する。

（自己評価等）

第３条　本大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため大学院における教育及び研究活動等について自ら点検及び評価を行いその結果を公表する。

２　本大学院に自己点検・評価を行うため、東京医療保健大学大学院自己点検・評価委員会を独立した特別委員会として設置する。

３　自己点検・評価に関する事項は別に定める。

第２章　　研　　究　　科

（研究科・専攻・課程及び学生定員）

第４条　本大学院に設置する研究科・専攻・課程及び学生定員は、次のとおりとする。

医療保健学研究科	修士課程		博士課程	
医療保健学専攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
	３３名	６６名	４名	１２名

看護学研究科	修士課程		博士課程	
看護学専攻	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
	４０名	８０名	２名	６名

和歌山看護学研究科	修士課程	
看護学専攻	入学定員	収容定員
	１２名	２４名

千葉看護学研究科	修士課程	
看護学専攻	入学定員	収容定員
	８名	１６名

第３章　　修業年限、学年、学期、休業日

（修業年限）

第５条　修士課程の標準修業年限は２年とする。ただし、在学年限は３年とする。

２　博士課程の標準修業年限は３年とする。ただし、在学年限は５年とする。

（学年）

第６条　学年は４月１日にはじまり翌年３月３１日に終了する。

（学期）

第７条　学年を分けて、次の２学期とする。

前期　４月１日から９月３０日

後期　１０月１日から翌年３月３１日

（１年間の授業期間）

第８条　各学年の授業を行う期間は、３０週にわたることを原則とする。

（休業日）

第９条　休業日は次のとおりとする。

（１）日曜日。

（２）国民の祝日に関する法律に規定する日。

（３）その他理事長が指定した日。

２　必要であると認める場合は、前項の定めにかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することがある。

第４章　　入学・休学等

（入学の時期）

第１０条　本大学院の入学の時期は学年の始めとする。

（入学資格）

第１１条　修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（１）大学を卒業した者。

（２）学校教育法第１０４条第４項の規定に基づき学士の学位を授与された者。

（３）外国において学校教育における１６年の課程を修了した者。

（４）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した者。

（５）我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者。
（６）専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
（７）文部科学大臣の指定した者。
（８）本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

２　看護学研究科修士課程に入学できる者は、前項の規定を充足し、かつ次の各号の一に該当する資格を有する者でなければならない。
ただし、資格を有しない者が入学を希望する場合は、前項（８）に該当する者に限る。
（１）助産師
（２）看護師
（３）保健師

３　博士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
（１）修士の学位又は専門職学位を有する者。
（２）外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者。
（３）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者。
（４）我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者。
（５）国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者。
（６）文部科学大臣の指定した者。
（７）本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

（入学の出願）
第１２条　本大学院に入学を志願する者は、本大学院所定の入学願書に検定料をそえて提出しなければならない。

（入学者の選抜）
第１３条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選抜を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第１４条　前条の選抜結果により合格通知を受けたものは、所定の期日まで本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

２　学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（休学）

第１５条　病気その他やむ得ない事情のため２ヶ月以上修学できない場合は学長の許可を得て休学することができる。

２　休学期間は、通算して修士課程は２年、博士課程は３年を超えることはできない。

３　休学の期間は第５条の在学年限に算入しない。

４　休学期間中の学費については別に定める。

（復学）

第１５条の２　休学者が復学しようとするときは、復学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

（退学及び再入学）

第１６条　退学しようとする者は、退学を願い出て学長の許可を受けなければならない。

２　再入学を志願する者は、本大学院所定の書類に再入学選考料をそえて提出しなければならない。

（除籍）

第１７条　次の各号に該当する者は、学長が除籍する。

（１）第５条に定める在学年限を超えた者。

（２）学費を滞納し督促を受けても納入しない者。

（３）第１５条に定める休学の期間を超えても復学しない者。

（４）死亡した者及び長期間にわたり行方不明の者。

（休学等の手続き）

第１７条の２　第15条(休学) ～第１７条(除籍)に係る手続きについては、学長が別に定める。

第５章　教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第１８条　本大学院の授業科目については、修士課程は別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表１－４、別表１－５、別表２－５、別表２－９、別表２－１３、別表２－１５、別表２－１７、別表２－１８、別表３、別表４、博士課程は別表５及び別表６－２のとおりとする。

（授業及び研究指導）

第１９条　修士課程の教育は、授業科目の履修及び修士論文の作成又はこれに代わる特定の課題の研究に対する指導（以下「研究指導」）によって行うものとする。

２　博士課程の教育は、授業科目の履修及び博士論文の作成に対する指導（以下「研究指導」）によって行うものとする。

３　研究指導についての細目は別に定める。

（教育上特別の必要がある場合の授業及び研究指導）

第２０条　教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等適当な方法により教育を行うことができる。

（他の大学院等の授業科目の履修）

第２１条　研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、１５単位を超えない範囲で、研究科における授業履修により修得したものとみなすことができる。

（他の大学院等における研究指導）

第２２条　研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院等又は研究所等と予め協議のうえ、学生が当該大学院等又は研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、期間は１年を超えないものとする。

（単位）

第２３条　研究科及び専攻における授業科目の単位数については、修士課程は別表１－１、別表１－２、別表１－３、別表１－４、別表１－５、別表２－５、別表２－９、別表２－１３、別表２－１５、別表２－１７、別表２－１８、別表３、別表４、博士課程は別表５及び別表６－２の

とおりとする。

２　授業科目の履修及び単位の取得方法は、本大学院の履修要綱に準拠するものとする。

３　授業科目の単位の算出は、次の基準によって計算する。

（１）講義及び演習については、おおむね１５時間から３０時間までの範囲で別に定める授業時間をもって１単位とする。

（２）実験及び実習については、３０時間から４５時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって１単位とする。

（単位の認定及び成績の評価）

第２４条　授業科目を履修し、その試験その他の学長が定める適切な方法により学修の成果の評価に合格した者には、所定の単位を与える。

２　医療保健学研究科修士課程の試験の成績及び修士の学位論文審査又は第１９条の特定の課題についての研究の成果の審査の成績はＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄの評価で表し、Ｃ以上を合格とし、Ｄは不合格とする。

３　看護学研究科修士課程の試験の成績及び学位論文審査又は第１９条の特定の課題についての研究の成果の審査の成績はＳ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの評価で表し、Ｃ以上を合格とし、Ｄは不合格とする。

４　和歌山看護学研究科修士課程の試験の成績及び修士の学位論文審査の成績はＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄの評価で表し、Ｃ以上を合格とし、Ｄは不合格とする。

５　千葉看護学研究科修士課程の試験の成績及び修士の学位論文審査の成績はＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄの評価で表し、Ｃ以上を合格とし、Ｄは不合格とする。

６　医療保健学研究科博士課程の学位論文審査及び最終試験の成績は、合格、不合格とする。

７　看護学研究科博士課程の学位論文審査及び最終試験の成績は、合格、不合格とする。

（追試験）

第２５条　病気その他のやむえない事情により前条第１項の試験を受けなかった者には、追試験を行うことがある。

（医療保健学研究科の修了要件）

第２６条　医療保健学研究科修士課程（看護マネジメント学領域、看護実践開発学領域、助産学領域、感染制御学領域、周手術医療安全学領域、滅菌供給管理学領域、医療栄養学領域、医療保健情報学領域）を修了するためには、２年以上在学し、所定の科目について３０単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、修士の学位論文審査及

び最終試験に合格しなければならない。ただし、研究科細則の定めるところにより、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士の学位論文審査に代えることができる。また、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者に関しては、特例として１年以上在学すれば足りるものとする。

２　医療保健学研究科修士課程（プライマリケア看護学領域）を修了するためには、２年以上在学し、所定の科目について５５単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受け、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

３　博士課程を修了するためには、３年以上在学し所定の科目について１０単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、博士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

（看護学研究科の修了要件）

第２６条の２　看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践看護コースを修了するためには、２年以上在学し、所定の科目について６２単位以上（必修５８単位、選択４単位）を修得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

２　看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践助産コースを修了するためには、２年以上在学し、所定の科目について３３単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、修士の学位論文審査または特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

３　看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践公衆衛生看護コースを修了するためには、２年以上在学し、所定の科目について６１単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受け、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

４　看護学研究科修士課程看護学専攻看護科学コースを修了するためには、２年以上在学し、所定の科目について３０単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、修士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

５　博士課程を修了するためには、３年以上在学し、所定の科目について１２単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、博士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

（和歌山看護学研究科の修了要件）

第２６条の３　和歌山看護学研究科修士課程看護学専攻を修了するためには、２年以上在学し、所定の科目について３０単位以上（必修科目８単

位、共通科目の選択科目４単位、専門科目各領域の選択科目を８単位、専攻（選択）領域以外の専門科目の特論Ｉを２単位、特別研究（修士論文）８単位）を修得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、修士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

（千葉看護学研究科の修了要件）

第２６条の４　千葉看護学研究科修士課程看護学専攻を修了するためには、２年以上在学し、所定の科目について３０単位以上（必修科目８単位、選択科目１４単位、特別研究（修士論文）８単位）を修得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、修士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

（助産師国家試験受験資格）

第２６条の５　看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践助産コースのうち、助産師国家試験受験資格取得に必要となる単位を含め６２単位以上を修得し、修了を認定された者は、助産師国家試験の受験資格を取得できるものとする。

（保健師国家試験受験資格）

第２６条の６　看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践公衆衛生看護コースのうち、保健師国家試験受験資格取得に必要となる単位を含め６１単位以上を修得し、修了を認定された者は、保健師国家試験の受験資格を取得できるものとする。

（特定行為に係る看護師の研修制度の指定研修修了及び修了証の交付）

第２６条の７　医療保健学研究科修士課程プライマリケア看護学領域及び看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践看護コースのカリキュラムは、特定行為に係る看護師の研修制度（以下、特定行為研修）に必要な科目を包括しており、本コースは特定行為研修の指定機関に認定されている。本コースを修了した者については、特定行為研修管理委員会において修了認定を行うとともに修了認定者には修了証を交付する。

（学位の授与）

第２７条　本大学院の修士課程を修了した者に対し、修士の学位を、博士課程を修了した者に対し、博士の学位を授与する。

２　前項の学位に付記する専門領域の名称は次のとおりとする。

医療保健学研究科（修士課程）

医療保健学専攻　　修士（看護マネジメント学）
修士（感染制御学）
修士（医療栄養学）

修士（医療保健情報学）
修士（助産学）
修士（周手術医療安全学）
修士（滅菌供給管理学）
修士（看護実践開発学）
修士（プライマリケア看護学）

看護学研究科（修士課程）
看護学専攻　　修士（看護学）
修士（助産学）

和歌山看護学研究科（修士課程）
看護学専攻　　修士（看護学）

千葉看護学研究科　（修士課程）
看護学専攻　　修士（看護学）

医療保健学研究科（博士課程）
医療保健学専攻　　博士（感染制御学）
博士（周手術医療安全学）
博士（看護学）

看護学研究科（博士課程）
看護学専攻　　博士（看護学）

３　本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し、博士の学位を授与することができる。

４　前項の学位に付記する専門領域の名称は、第２項に掲げた名称のいずれかとする。

第６章　検定料、入学料、授業料

（授業料等の額及び徴収方法）

第２８条　検定料、入学料、授業料の額及び徴収方法は別に定めるところによる。

第７章　科目等履修生、聴講生、研究生、委託生

（科目等履修生、聴講生）

第２９条　本大学院の開設する授業科目を履修もしくは聴講を希望する者に対しては、授業の支障のない限り、選考の上、科目等履修生として履修あるいは聴講生として聴講を許可することがある。

２　科目等履修生の入学資格は第１１条に定める者とする。

３　科目等履修生及び聴講生に関して必要な事項は別に定める。

（研究生、委託生）

第３０条　本大学院において、特定の研究課題について指導を受けようとする者については、教育研究に支障のない限り、研究生として受入を許可することがある。

２　企業、公共機関等から、その所属職員について、特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、教育研究に支障がない限り、選考の上、委託生として受入を許可することがある。

３　研究生、委託生に関し必要な事項は別に定める。

第８章　運営組織

（教職員構成）

第３１条　本大学院教職員の構成は次のとおりとする。

学長、副学長、研究科長、専攻主任、教員

大学経営会議室長、事務局長、部長、事務職員

その他必要に応じて役職者を置く。

（研究科長）

第３１条の２　大学院研究科に、研究科長を置く。

２　研究科長は、学長の命を受け、当該研究科の運営に関する校務をつかさどる。

３　研究科長に関し必要な事項は、別に定める。

（大学経営会議）

第３２条　大学院研究科の経営に関する重要な事項を審議するため、大学経営会議を置く。

２　大学経営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（１）理事長。

（２）理事及び評議員の中から理事長が指名する者 10 名。

（３）教授会構成員の中から及び学長・副学長を含め理事長が指名する者 11 名。

３　理事長は大学経営会議議長となる。

４　大学経営会議の事務局として大学経営会議室を置く。

５　大学経営会議の運営は、これを別に定める。

６　大学経営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

（１）中長期計画の策定に関する事項。

（２）学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項。

（３）大学院予算案の作成及び決算処理の方針に関する事項。

（４）教員人事に関する事項。
（５）研究科その他重要な施設・組織の設置改廃に関する事項。
（６）学生の定員に関する事項。
（７）その他、重要な事項及び理事会の諮問に関する事項。

（教授会の設置等）
第３３条　医療保健学研究科、看護学研究科、和歌山看護学研究科及び千葉看護学研究科にそれぞれ教授会を置く。
２　教授会は、研究科担当の専任教授、准教授をもって組織し、学長及び副学長は必要に応じて出席することができる。
３　教授会には前項に定めるもののほか研究科担当の教員を加えることができる。
４　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
(1)　入学、課程の修了。
(2)　学位の授与。
(3)　前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
５　教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
６　教授会の規定は別に定める。

第９章　賞　　罰

（表彰）
第３４条　人物及び学業優秀な者、また学生として模範とするに足る者があるときは、学長はこれを表彰することがある。

（懲戒）
第３５条　本学の学則または訓育の趣旨に違背した学生に対し必要があると認めたときは、学長は懲戒することがある。
２　前項に規定する懲戒の種類は、訓戒、停学及び退学とする。

第１０章　細　　則

（細則）
第３６条　本学則施行についての細則その他必要な事項は別に定める。

附則
　本学則は平成１９年４月１日から施行する。
附則
　本学則は平成２１年４月１日から施行する。

附則
　本学則は平成２２年４月１日から施行する。
附則
　１．第２６条の２（看護学研究科の修了要件）第２項については、平成２２年１０月２０日から施行する。
　２．第２６条の２（看護学研究科の修了要件）第１項については、平成２３年４月１日から施行する。

　３．第２６条の２（看護学研究科の修了要件）第２項については、平成２２年度入学生の修了をもって削除する。
附則
　本学則は平成２４年４月１日から施行する。
附則
　本学則は平成２５年４月１日から施行する。
附則
　本学則は平成２５年５月２９日から施行する。
附則
　本学則は平成２６年４月１日から施行する。
附則
　本学則は平成２７年４月１日から施行する。
附則
　本学則は平成２８年４月１日から施行する。
附則
　１．本学則は平成３０年４月１日から施行する。
　２．本学則第１８条に定める「別表１－３授業科目（医療保健学研究科修士課程）（平成３１年度入学生から適用）」については平成３１年度以後に入学する者について適用し、平成３０年度までに入学し継続して在学する者及び同年度までに入学し平成３１年度以後再入学した者については、なお従前の例による。
　３．前項にかかわらず、「別表１－１授業科目（医療保健学研究科修士課程）（平成２７年度入学生まで適用）」、「別表１－２授業科目（医療保健学研究科修士課程）（平成２８年度入学生から平成３０年度入学生まで適用）」の内容が「別表１－３授業科目（医療保健学研究科修士課程）（平成３１年

度入学生から適用)」と同一のとき、又はこれに代わるものとして認められるとき、その他相当の理由があると認められるときは、「別表１－３」の授業科目の履修をもって「別表１－１」及び「別表１－２」に規定する授業科目を履修したものとみなす。

４．前項の場合における授業科目の履修方法については、別に定める。

附則

本学則は平成３１年４月１日から施行する。

附則

本学則は令和２年４月１日から施行する。

附則

本学則は令和２年１０月２１日から施行する。

附則

本学則は令和３年４月１日から施行する。

附則

１．本学則は令和４年４月１日から施行する。

２．「保健師助産師看護師法第３７条の２第２項第１号に規定する特定行為及び同項第４号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正(令和元年５月７日厚生労働省医政局長発)に伴い、本学則第１８条に定める「別表２-５授業科目（看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践看護コース）（令和４年度入学生から適用)」が新設され、同時に本学則第２６条の７に定める「特定行為に係る看護師の研修制度の指定　研修修了及び修了証の交付」については、旧基準で特定行為研修を行える期間は、令和５年３月３１日までとなることから、令和４年度入学生から新基準に沿った特定行為研修を行う。

附則

本学則は令和４年６月１日から施行する。

附則

本学則は令和５年４月１日から施行する。

附則

本学則は令和６年４月１日から施行する。

附則

本学則は令和６年１２月１１日から施行する。

附則

本学則は令和７年４月１日から施行する。

［別表１－１］授業科目（医療保健学研究科修士課程）
（平成 27 年度入学生まで適用）＜削除＞
［別表１－２］授業科目（医療保健学研究科修士課程）
（平成 28 年度入学生から平成 30 年度入学生まで適用）＜削除＞
［別表１－３］授業科目（医療保健学研究科修士課程：（看護マネジメント学領域、看護実践開発学領域、助産学領域、感染制御学領域、周手術医療安全学領域、滅菌供給管理学領域、医療栄養学領域、医療保健情報学領域）
（平成 31 年度入学生から令和 6 年度入学生まで適用）

授業科目名				単位数
総合領域科目	必修		医療保健・管理概論	2
			学術コミュニケーション特論	2
			研究方法特論Ⅰ【研究リテラシー】	2
			研究方法特論Ⅱ【量的研究方法論】	2
	選択		研究方法特論Ⅲ【統計解析実践論】	1
			研究方法特論Ⅳ【質的研究方法論】	1
			臨床教育方法特論	1
			医療薬学特論	2
			死生学概論	2
専門領域科目	看護マネジメント学領域	必修	看護マネジメント特論Ⅰ【経営組織論】	2
			看護マネジメント特論Ⅱ【経営戦略論】	2
		選択	看護マネジメント特論Ⅲ【人材育成・活用論】	2
			看護マネジメント特論Ⅳ【医療の質保証】	1
			看護政策論	1
			ダイバーシティマネジメント論	1
			看護マネジメント研究演習【質的研究】	1
	看護実践開発学領域	必修	看護実践開発特論Ⅰ【看護実践構築論】	2
			看護実践開発特論Ⅱ【対象看護開発論】	2
		選択	看護実践開発特論Ⅲ【広域ケア開発論】	2
			看護実践開発特論Ⅳ【看護実践発信論】	2
			看護実践研究方法論	2
	助産学領域	必修	臨床助産学特論	2
			臨床助産学演習	2
			助産学教育特論	2
			助産学教育演習	2
			助産学特論Ⅰ【ウィメンズヘルス】	2
			助産学特論Ⅱ【母子保健活動論】	2

専門領域科目	感染制御学領域・滅菌供給管理学領域・周手術医療安全学領域	必修	感染制御学総論	2
			感染制御学輪講	1
			微生物学総論	1
			感染制御学研究特論Ⅰ	2
			感染制御学研究特論Ⅱ	2
			感染制御学研究特論Ⅲ	2
			感染制御学研究特論Ⅳ	2
		選択	実践感染制御学Ⅰ【感染制御マネジメント論】	2
			実践感染制御学Ⅱ【医療機器・消毒薬等の管理論】	1
			臨床微生物学特論	1
			医療機器学特論	1
			周手術医療安全管理学特論	1
	医療栄養学領域	必修	生体の消化・防御機能特論	2
			人間栄養学特論	2
		選択	臨床栄養学特論	2
			臨床栄養学演習	2
			ニュートリションサポートチーム特論	2
	医療保健情報学領域	必修	ヘルスインフォマティクス特論Ⅰ【臨床情報処理論】	2
			ヘルスインフォマティクス特論Ⅱ【医療保健情報システム論】	2
		選択	ヘルスインフォマティクス特論Ⅲ【医療経営構想論】	2
			ヘルスインフォマティクス特論Ⅳ【医療知識処理論】	2
			ヘルスインフォマティクス特論Ⅴ【薬剤情報特論】	2
研究演習		必修	研究演習Ⅰ	4
			研究演習Ⅱ	4

［別表１－４］授業科目（医療保健学研究科修士課程：プライマリケア看護学領域）
（令和５年度入学生から適用）

授業科目名			単位数
プライマリケア看護学領域	必修	保健医療・福祉システム特論	1
		死生学入門	1
		プライマリケア看護実践特論Ⅰ	2
		プライマリケア看護実践特論Ⅱ	2
		人体構造・機能学特論	2
		統合臨床病態生理学・疾病概論	2
		プライマリケア疾病特論	2
		プライマリケア症候特論	2
		臨床薬理学特論Ⅰ	1
		臨床薬理学特論Ⅱ	1
		フィジカルアセスメント特論	1
		包括的健康アセスメント特論	2
		フィジカルアセスメント応用演習	1
		臨床推論	1
		統合医療安全・特定行為実践特論	1
		特定行為共通科目統合演習	1
		プライマリケア看護実践Ⅰ【呼吸器関連・血糖ｺﾝﾄﾛｰﾙ関連】	2
		プライマリケア看護実践Ⅱ【ろう孔管理関連】	2
		プライマリケア看護実践Ⅲ【創傷管理関連】	2
		プライマリケア看護実践Ⅳ【栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連】	1
		プライマリケア看護実践Ⅴ【感染に係る薬剤投与関連】	2
		プライマリケア看護実践Ⅵ【精神及び神経症状に係る薬剤投与関連】	2
		統合演習	1
		NP活動同行実習	1
		臨地実習	14
		課題研究Ⅰ	4
		課題研究Ⅱ	1
	選択	プライマリケア看護実践Ⅶ【高度実践創傷管理】	4
		注記：選択科目はプライマリケア看護学領域以外の領域の授業科目（総合領域科目及び専門領域科目）からも選択できる。（授業科目については[別表１－３参照]）	

※NP：Nurse Practitioner(ナース・プラクティショナー)

［別表１－５］授業科目（医療保健学研究科修士課程：（看護マネジメント学領域、看護実践開発学領域、助産学領域、感染制御学領域、周手術医療安全学領域、滅菌供給管理学領域、医療栄養学領域、医療保健情報学領域）

（令和７年度入学生から適用）

授業科目名				単位数
総合領域科目	必修		医療保健・管理概論	2
			学術コミュニケーション特論	2
			研究方法特論Ⅰ【研究リテラシー】	2
			研究方法特論Ⅱ【量的研究方法論】	2
	選択		研究方法特論Ⅲ【統計解析実践論】	1
			研究方法特論Ⅳ【質的研究方法論】	1
			臨床教育方法特論	1
			医療薬学特論	2
			死生学概論	2
専門領域科目	看護マネジメント学領域	必修	看護マネジメント特論Ⅰ【経営組織論】	2
			看護マネジメント特論Ⅱ【経営戦略論】	2
		選択	看護マネジメント特論Ⅲ【人材育成・活用論】	2
			看護マネジメント特論Ⅳ【医療の質保証】	1
			看護政策論	1
			ダイバーシティマネジメント論	1
			看護マネジメント研究演習【質的研究】	1
	看護実践開発学領域	必修	看護実践開発特論Ⅰ【看護実践構築論】	2
			看護実践開発特論Ⅱ【対象看護開発論】	2
		選択	看護実践開発特論Ⅲ【広域ケア開発論】	2
			看護実践開発特論Ⅳ【看護実践発信論】	2
			看護実践研究方法論	2
	助産学領域	必修	臨床助産学特論	2
			臨床助産学演習	2
			助産学教育特論	2
			助産学教育演習	2
			助産学特論Ⅰ【ウィメンズヘルス】	2
			助産学特論Ⅱ【母子保健活動論】	2

専門領域科目	感染制御学領域・滅菌供給管理学領域・周手術医療安全学領域	必修	感染制御学総論	2
			感染制御学輪講	2
			微生物学総論	1
			感染制御学研究特論Ⅰ	2
			感染制御学研究特論Ⅱ	2
			感染制御学研究特論Ⅲ	2
			感染制御学研究特論Ⅳ	2
		選択	実践感染制御学Ⅰ【感染制御マネジメント論】	1
			実践感染制御学Ⅱ【医療機器・消毒薬等の管理論】	1
			臨床微生物学特論	1
			医療機器学特論	1
			周手術医療安全管理学特論	1
	医療栄養学領域	必修	生体の消化・防御機能特論	2
			人間栄養学特論	2
		選択	臨床栄養学特論	2
			臨床栄養学演習	2
			ニュートリションサポートチーム特論	2
	医療保健情報学領域	必修	ヘルスインフォマティクス特論Ⅰ【臨床情報処理論】	2
			ヘルスインフォマティクス特論Ⅱ【医療保健情報システム論】	2
		選択	ヘルスインフォマティクス特論Ⅲ【医療経営構想論】	2
			ヘルスインフォマティクス特論Ⅳ【医療知識処理論】	2
			ヘルスインフォマティクス特論Ⅴ【薬剤情報特論】	2
研究演習		必修	研究演習Ⅰ	4
			研究演習Ⅱ	4

［別表２-１］授業科目（看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践看護コース）
（平成２２年度入学生限り適用）＜削除＞
［別表２-２］授業科目（看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践看護コース）
（平成２４年度入学生まで適用）＜削除＞
［別表２-３］授業科目（看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践看護コース）
（平成２５年度及び平成２６年度入学生限り適用）＜削除＞
［別表２-４］授業科目（看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践看護コース）
（平成２７年度入学生から適用）＜削除＞
［別表２-５］授業科目（看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践看護コース）
（令和４年度入学生から適用）

科　目	配当年次及び単位数				１単位当たりの時間数
	必修	選択	１年次	２年次	
クリティカルＮＰ特論	１		１		１５
人体構造機能論・演習	２		２		１５/３０
クリティカル疾病特論	２		２		３０
診察・診断学特論（包括的健康アセスメント）	２		２		１５
フィジカルアセスメント学演習	２		２		３０
臨床推論	３		３		３０
診断のためのＮＰ実践演習	２		２		３０
臨床薬理学特論	２		２		１５
治療のためのＮＰ特論	２		２		１５
治療のためのＮＰ実践演習	６		６		３０
統合演習	２			２	３０
統合実習	１７			１７	４５
コンサルテーション・インフォームドコンセント特論	１		１		１５
ＮＰによるチーム医療特論	１		１		１５
医療安全特論	１		１		１５
政策医療特論	１		１		１５
医療倫理特論	１		１		１５
感染症マネジメント	１		１		３０
ラボラトリー・メソッド特論		２	２		１５
保健医療福祉システム特論		２	２		１５
看護教育学特論		２	２		１５
看護管理学特論		２	２		１５
研究特論	２		２		１５
原著論文講読	２		２		３０
課題研究	５		５		３０
計	５８	８	４２	２４	

※NP：Nurse Practitioner(ナース・プラクティショナー)

［別表２−６］授業科目（看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践助産コース）
（平成２６年度入学生まで適用）＜削除＞
［別表２−７］授業科目（看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践助産コース）
（平成２７年度入学生限り適用）＜削除＞
［別表２−８］授業科目（看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践助産コース）
（平成２８年度入学生から適用）

科　目		配当年次及び単位数				１単位当たりの時間数
		必修	選択	１年次	２年次	
基礎助産学	家族社会学特論		１	１		１５
	乳幼児の成長発達論		１	１		１５
	助産フィジカルアセスメント学演習		１	１		３０
助産診断技術学	助産臨床推論	１		１		１５
	助産診断・技術学特論	３		３		１５/３０
生殖健康学	ウイメンズヘルス特論	１		１		１５
	ウイメンズヘルス演習	２		２		３０
	不妊症・遺伝看護学特論		１	１		１５
	国際助産学特論		１	１		１５
助産管理学	地域助産活動論	２		２		１５
実践助産学	助産実践力強化演習	３			３	３０
	ＥＢＰＭ探究論 （エビデンスに基づいた助産実践）	１		１		１５
	助産所実習	６		６		４５
共通科目	医療倫理特論	１		１		１５
	ラボラトリー・メソッド特論		２	２		１５
	保健医療福祉システム特論		２	２		１５
	看護教育学特論		２	２		１５
	看護管理学特論		２	２		１５
研究	研究特論	２		２		１５
	助産学特別研究	８		８		３０
計		３０	１３	２０	２３	

［別表２－９］授業科目（看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践助産コース）
（令和４年度入学生から適用）

科　目		配当年次及び単位数				１単位当たりの時間数
		必修	選択	１年次	２年次	
基礎助産学	家族社会学特論		１	１		１５
	乳幼児の成長発達論		１	１		１５
	助産フィジカルアセスメント学演習		１	１		３０
助産診断技術学	助産臨床推論	１			１	１５
	実践助産学特論	２		２		１５
	実践助産学演習	１		１		３０
	高度実践助産学演習		１	１		３０
生殖健康学	ウイメンズヘルス特論		１	１		１５
	ウイメンズヘルス演習		１	１		３０
	不妊症・遺伝看護学特論		１	１		１５
助産管理学	助産管理学特論		２	２		１５
	地域助産活動論	２		２		１５
地域母子保健学	地域母子支援活動論	１		１		１５
	災害助産活動論		１	１		１５
	国際助産学特論		１	１		１５
実践助産学	助産実践力強化演習	３		３		３０
	高度実践助産学実習	６		６		４５
共通科目	医療倫理特論	１		１		１５
	ラボラトリー・メソッド特論		２	２		１５
	保健医療福祉システム特論		２	２		１５
	看護教育学特論		２	２		１５
	看護管理学特論		２	２		１５
	保健統計学	２		２		１５
	IT コミュニケーション特論		１	１		１５
研究	研究特論	２		２		１５
	ＥＢＰＭ探究論（エビデンスに基づいた助産実践）	１		１		１５
	助産学特別研究	８		８		３０
計		３０	２０	３６	１４	

［別表２−１０］授業科目（看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践助産コース
のうち助産師国家試験受験資格取得を目指す者）
（平成２６年度入学生まで適用）＜削除＞
［別表２−１１］授業科目（看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践助産コース
のうち助産師国家試験受験資格取得を目指す者）
（平成２７年度入学生限り適用）＜削除＞
［別表２−１２］授業科目（看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践助産コース
のうち助産師国家試験受験資格取得を目指す者）
（平成２８年度入学生から適用）＜削除＞

［別表２-１３］授業科目（看護学研究科修士課程看護学専攻高度実践助産コース
のうち助産師国家試験受験資格取得を目指す者）
（令和４年度入学生から適用）

科　目		配当年次及び単位数				１単位当たりの時間数
		必修	選択	１年次	２年次	
基礎助産学	助産学概論	1		1		１５
	生殖機能学（正常・異常）	2		2		１５
	助産薬理学特論	1		1		１５
	助産栄養学特論	1		1		１５
	家族社会学特論		1	1		１５
	乳幼児の成長発達論		1	1		１５
	助産フィジカルアセスメント学演習	1		1		３０
助産診断技術学	助産臨床推論	1			1	１５
	妊娠期診断・技術学	1		1		１５
	分娩期診断・技術学	1		1		１５
	産褥期診断・技術学	1		1		１５
	新生児期診断・技術学	2		2		１５
	助産診断・技術学演習	3		3		３０
	実践助産学特論	2		2		１５
	実践助産学演習	1		1		３０
生殖健康学	ウイメンズヘルス特論	1		1		１５
	ウイメンズヘルス演習	1		1		３０
	不妊症・遺伝看護学特論		1	1		１５
助産管理学	助産管理学特論	2		2		１５
	地域助産活動論	2		2		１５
地域母子保健学	地域母子保健学特論	1		1		１５
	地域母子保健学演習	1		1		３０
	災害助産活動論	1		1		１５
	国際助産学特論	1		1		１５

科　目		配当年次及び単位数				１単位当たりの時間数
		必修	選択	１年次	２年次	
実践助産学	助産学基礎実習	4		4		４５
	助産実践力開発実習	4		4		４５
	助産実践力発展実習	3			3	４５
	地域助産学実習	6		6		４５
共通科目	医療倫理特論	1		1		１５
	ラボラトリー・メソッド特論		2	2		１５
	保健医療福祉システム特論		2	2		１５
	看護教育学特論		2	2		１５
	看護管理学特論		2	2		１５
	保健統計学		2	2		１５
	IT コミュニケーション特論		1	1		１５
研究	研究特論	2		2		１５
	ＥＢＰＭ探究論（エビデンスに基づいた助産実践）	1		1		１５
	高度実践助産学研究	7		7		３０
計		５６	１４	５５	１５	

［別表２－１４］授業科目（看護学研究科修士課程高度実践公衆衛生看護コース）
（平成３１年度入学生から適用）＜削除＞

［別表２－１５］ 授業科目(看護学研究科修士課程高度実践公衆衛生看護コース)
（令和４年度入学生から適用）

科　目		授業科目	配当年次及び単位数				１単位当たりの時間数
			必修	選択	１年次	２年次	
公衆衛生看護学	基礎公衆衛生看護	公衆衛生看護学概論	２		２		１５
		コミュニティアセスメント論	１		１		１５
		公衆衛生看護活動論	１		１		１５
		地域成人・高齢者保健論	１		１		１５
		地域精神保健論	１		１		１５
		公衆衛生危機管理論	１		１		１５
		感染症マネジメント	１		１		１５
		健康教育方法論	１		１		１５
		産業保健学	１		１		１５
		学校保健学	１		１		１５
		国際保健学	１		１		１５
		コミュニティアセスメント演習	１		１		３０
		自立支援教育特論演習Ⅰ	２		２		３０
		自立支援教育特論演習Ⅱ	２			２	３０
	応用公衆衛生看護	ソーシャルマーケティング	１		１		１５
		住まいつくり論	１		１		１５
		疾病予防・自立支援教育特論Ⅰ	３		３		１５
		疾病予防・自立支援教育特論Ⅱ	３			３	１５
疫学・保健統計学		医療保健疫学	２		２		１５
		医療保健疫学演習	２		２		３０
		保健統計学演習	２		２		３０
保健医療福祉政策論		公衆衛生関連法規	２		２		１５
		行政論	１		１		１５
		公共政策論	２		２		１５

科　目	授業科目	配当年次及び単位数				１単位当たりの時間数
		必修	選択	１年次	２年次	
公衆衛生看護学実習	公衆衛生看護学実習Ⅰ	4		4		４５
	公衆衛生看護学実習Ⅱ	1		1		４５
	地域包括ケア実習	1			1	４５
	地域診療所実習	1			1	４５
共通科目	地域母子保健学演習	1		1		３０
	保健統計学	2		2		１５
	保健医療福祉システム特論	2		2		１５
	医療倫理特論	1		1		１５
	ラボラトリー・メソッド特論		2	2		１５
	看護政策特論		1	1		１５
	政策医療特論		1	1		１５
	地域母子保健学特論		1	1		１５
	IT コミュニケーション特論		1	1		１５
	地域保健学特論Ⅰ		2	2		１５
研究	研究特論	2		2		１５
	高度実践公衆衛生看護学研究	7		7		３０
計		５８	8	５６	１０	

［別表２−１６］授業科目（看護学研究科修士課程看護科学コース）
（平成２６年度入学生限り適用）＜削除＞

［別表２−１７］授業科目（看護学研究科修士課程看護学専攻看護科学コースのうち看護教育者を目指す者・看護研究者を目指す者）（令和６年度入学生から適用）

科　目		授業科目	配当年次及び単位数				１単位当たりの時間数
			必修	選択	１年次	２年次	
共通科目		◎保健統計学	２		２		１５
		◎看護理論	２		２		１５
		◎医療倫理特論	１		１		１５
		◎看護政策特論	１		１		１５
		ラボラトリー・メソッド特論		２	２		１５
		ヘルスケアシステム特論		２	２		１５
専門科目	看護教育科学領域	○看護教育学特論Ⅰ		２	２		１５
		○看護教育学特論Ⅱ		２	２		１５
		○看護教育学特論Ⅲ		２	２		１５
		○看護教育学特論Ⅳ		２		２	１５
		○看護教育学演習Ⅰ		２	２		３０
		○看護教育学演習Ⅱ		２	２		３０
		○看護教育学演習Ⅲ		２		２	３０
		□看護科学研究特論Ⅰ		２	２		１５
		看護科学研究特論Ⅱ		２		２	１５
	臨床看護学領域	□小児看護学特論Ⅰ		２	２		１５
		小児看護学特論Ⅱ		２	２		１５
		□母性看護学特論Ⅰ		２	２		１５
		母性看護学特論Ⅱ		２	２		１５
		□成人・老年看護学特論Ⅰ		２	２		１５
		成人・老年看護学特論Ⅱ		２	２		１５
		□精神看護学特論Ⅰ		２	２		１５
		精神看護学特論Ⅱ		２	２		１５
		□臨床看護学演習Ⅰ		２	２		３０
		臨床看護学演習Ⅱ		２		２	３０
	応用看護学領域	□看護管理学特論Ⅰ		２	２		１５
		看護管理学特論Ⅱ		２	２		１５
		□地域保健学特論Ⅰ		２	２		１５
		地域保健学特論Ⅱ		２	２		１５

科　目		授業科目	配当年次及び単位数				１単位当たりの時間数
			必修	選択	１年次	２年次	
専門科目	応用看護学領域	□応用看護学特論		２	２		１５
		応用看護学演習		２		２	３０
		◎看護教育学特別研究	２			２	３０
特別研究		◎研究特論	２		２		１５
		◎特別研究	１０		１０		３０
計			２０	５４			

修了要件：３４単位以上（必修２０単位、選択１４単位）
◎…必修科目
○…看護教育者を目指す者の選択科目
□…看護研究者を目指す者の選択科目

［別表２-１８］授業科目（看護学研究科修士課程看護科学コースのうち看護管理者を目指す者）（令和５年度入学生から適用）

科　目		授業科目	配当年次及び単位数				１単位当たりの時間数
			必修	選択	１年次	２年次	
共通科目		研究特論	２		２		１５
		看護理論	２		２		１５
		医療倫理特論	１		１		１５
		看護政策特論	１		１		１５
		ラボラトリー・メソッド特論		２	２		１５
		ヘルスケアシステム特論	２		２		１５
専門科目	看護基盤科学領域	健康生命科学特論Ⅰ		２	２		１５
		健康生命科学特論Ⅱ		２	２		１５
		精神保健学特論Ⅰ		２	２		１５
		精神保健学特論Ⅱ		２	２		１５
		看護教育学特論Ⅰ	２		２		１５
		看護教育学特論Ⅱ		２	２		１５
		看護基盤科学演習Ⅰ		２	２		３０
		看護基盤科学演習Ⅱ		２		２	３０
	臨床看護学領域	小児看護学特論Ⅰ		２	２		１５
		小児看護学特論Ⅱ		２	２		１５
		母性看護学特論Ⅰ		２	２		１５
		母性看護学特論Ⅱ		２	２		１５
		成人・老年看護学特論Ⅰ		２	２		１５
		成人・老年看護学特論Ⅱ		２	２		１５
		臨床看護学演習Ⅰ	２		２		３０
		臨床看護学演習Ⅱ		２		２	３０
	応用看護学領域	組織管理学	２		２		１５
		看護管理学特論（人材管理）	１		１		１５
		看護管理学特論（資源管理）	２		２		１５
		看護管理学特論（質管理）	２		２		１５
		地域保健学特論Ⅰ		２	２		１５
		地域保健学特論Ⅱ		２	２		１５

科　目		授業科目	配当年次及び単位数				１単位当たりの時間数
			必修	選択	１年次	２年次	
専門科目	応用看護学領域	放射線保健学特論Ⅰ		２	２		１５
		放射線保健学特論Ⅱ		２	２		１５
		応用看護学演習Ⅰ		２	２		３０
		応用看護学演習Ⅱ		２		２	３０
特別研究		保健統計学	２		２		１５
		特別研究	１０		１０		３０
計			３１	４２			

［別表３］授業科目（和歌山看護学研究科看護学専攻修士課程）

授業科目名				単位数
共通科目		必修	理論看護学	2
			看護倫理	2
			看護研究方法Ⅰ	2
			看護研究方法Ⅱ	2
		選択	英語文献講読	2
			組織管理論	2
			看護教育論	2
			ヘルスケアシステム論	2
			国際関係論	2
専門科目	包括ケアマネジメント学領域	選択	包括ケアマネジメント学特論Ⅰ	2
			包括ケアマネジメント学特論Ⅱ	2
			包括ケアマネジメント学演習Ⅰ	2
			包括ケアマネジメント学演習Ⅱ	2
	包括ケア実践学領域		包括ケア実践学特論Ⅰ	2
			包括ケア実践学特論Ⅱ	2
			包括ケア実践学演習Ⅰ	2
			包括ケア実践学演習Ⅱ	2
	包括ケア教育学領域		包括ケア教育学特論Ⅰ	2
			包括ケア教育学特論Ⅱ	2
			包括ケア教育学演習Ⅰ	2
			包括ケア教育学演習Ⅱ	2
特別研究		必修	特別研究（修士論文）	8

［別表４］授業科目（千葉看護学研究科看護学専攻修士課程）

授業科目名			単位数
共通科目	必修	看護機能推進特論	2
		看護機能推進演習	2
		保健情報リテラシー	1
		ヘルス・グローカリゼーション	1
		文献講読	2
	選択	看護理論	2
		生命倫理	2
		看護教育論	2
		ケアシステム論	2
		アカデミック・スキルⅠ	1
		アカデミック・スキルⅡ	1
専門科目	必修	看護研究方法Ⅰ（リテラシー）	1
	選択	コミュニティー・ケア特論	2
		コミュニティー・ケア演習	2
		生涯発達看護討論	2
		生涯発達看護演習	2
		看護職キャリア支援特論	2
		看護職キャリア支援演習	2
		看護マネジメント特論	2
		看護マネジメント演習	2
		看護研究方法Ⅱ（演習）	2
特別研究	必修	特別研究(修士論文)	8

［別表５］授業科目（医療保健学研究科博士課程）

領域		授業科目	単位数
看護学領域	必修科目	特別講義	2
	選択科目	看護学研究クリティークⅠ	2
		看護学研究クリティークⅡ	4
		応用データ分析論	1
	研究演習	特別研究Ⅰ	2
		特別研究Ⅱ	4
		特別研究Ⅲ	2
感染制御学領域／ 周手術医療安全学領域	必修科目	特別講義	2
	研究演習	特別研究Ⅰ	2
		特別研究Ⅱ	4
		特別研究Ⅲ	2

［別表６－１］授業科目（看護学研究科博士課程）（平成 26 年度入学生から適用）
＜削除＞
［別表６－２］授業科目（看護学研究科博士課程）（令和６年度入学生から適用）

区　分		授業科目	単位数	配当年次
専門科目	生活支援総合看護学	基礎看護学	2	1
		看護技術工学	2	1
		看護情報学	2	1
		看護教育学	2	1
		看護管理学	2	1
	臨床看護学	精神保健学	2	1
		精神看護学	2	1
		成育看護学	2	1
		生殖看護学	2	1
		がん看護学	2	1
		成人・老年看護学	2	1
	環境保健学	環境衛生学	2	1
		地域保健学	2	1
		政策行政学	2	1
		災害看護学ｋ	2	1
		放射線看護学	2	1
		国際看護学･国際感染症看護学	2	1
特別研究		特別研究Ⅰ	2	1
		特別研究Ⅱ	3	2
		特別研究Ⅲ	3	3